

総務常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和6年11月20日（水） 第2委員会室
2. 出 席 委 員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠 席 委 員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説 明 員 島田虎往総務部長 東健治総務課長 山下修総務課総務法制係長 三田拓輝総務課専門員
6. 傍 聴 者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 所管事務調査報告書案の送付について
 - 3 その他

午後1時26分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

1 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 まず1点目、所管事務調査について、庄原市における公文書年表記についてということで、本日はお忙しい中総務課の方に来ていただきました。質問項目について順番に説明を受けたいと思います。よろしく願いいたします。公文書の表記について、質問事項を2項目用意しております。趣旨については省略させていただいて、質問事項に入ってまいります。まず質問の1点目、現在の扱いについて。本市の公文書の年表記の取り扱いはどのようになっているのかというところを質問させていただきます。説明をお願いいたします。課長。

○東健治総務課長 まず質問1、現在の扱いについてです。こちらについては、令和5年6月の一般質問においても質問をされた事項となっております。一般質問でも市長答弁にございましたとおり、現在本市では元号表記を基本としつつも、各種申請等においては元号西暦いずれの場合でも受け付けている状況です。また、期間が長期にわたる計画に関しては、元号と西暦を併記しているものもございます。以上です。

○桂藤和夫委員長 ただいま説明いただきましたけれども、質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。質疑はございますか。福山委員。

○福山権二委員 令和5年6月の宇江田議員の質問に対する答弁ですか。

〔「はい」との声あり〕

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 説明はわかりました。令和5年6月の一般質問の答弁にあるとおりであると。それ以上でも、それ以下でもないということだと思うのですが、長期計画の場合は併記をしていると。それ

で、庄原市における公文書の年表記についての取り扱い規定は、明文化したものがあるのでしょうか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○東健治総務課長 明文化した規定等はございません。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 庄原市の行政の中身について課長が説明されたように、庄原市の取り扱い規定に関する公文書的なもの、規則のようなものもなしで決めているということは、一般的なことなのか。これだけそうしているのか。西暦でも元号でもいいというのは市の方針なのか。どういうところで確定しているのか。その経過について、二つあるのです。どういう規定で、庄原市の業務を規定するものの中で明文化したものがないということが通用するのか。その規定が市長の方針なのか、市長が変わると変わるのか。そういう決め方が業務遂行上あり得るのかどうか、説明をお願いします。

○桂藤和夫委員長 課長。

○東健治総務課長 私たち執行者が事務を執行していく上において対応が求められるもの、取り扱いに統一性を持たせての対応、事務を執行していく上において、規定しておいたほうがスムーズに誤りなく、市民の方にもわかりやすく業務を執行できることとするためには、いろいろな規定を定めています。そういった中で、この元号の表記について、今現在は元号でなければならないといった規定も定めておりませんし、西暦でないといけないという規定も定めておりません。同様に併記でないといけないという規定を定めているわけではございません。そういった中で、事務執行においては市民の方、あるいは行政においてわかりやすいといえますか、市民の意向も踏まえる中で、どちらの年号を使っても事務処理対応を行ってきている。場合によっては併記することによって、よりわかりやすい明確な形になるよう、事務を取り扱う、あるいは文書作成等を行ってきている状況がございます。そういった中で、現在のところ、課題ということでは市民の方から御意見をいただくこともなく、あるいは行政側で事務を進めていく上において、課題として庁内でそういった意見が出されるという状況もありません。特に明文化した規定は設けず、どちらの表記を使ってもいいという形で事務は執行しております。1点申し上げますと、平成から令和に元号が変わるときに合わせて、庁内で通知文書は発出しております。新元号になるということ、事務処理に誤りのないようという扱い、また特に必要な場合には、元号による表記と西暦による表記を併記しても差し支えないということは、取り扱いとして通知をしているところです。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 今、課長から説明があった、元号が変わった時点で一定の混乱を避けるためということですが、その都度そういうものを書いて改めて再確認をしていると。その文書は、委員会が求めたら資料として提出できますか。公文書ですよ。

○桂藤和夫委員長 課長。

○東健治総務課長 庁内で作成した文書ですので、公文書という扱いになります。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 委員会として、その公文書の資料提供をお願いするということにしてほしいのですが、どうでしょうか。

○桂藤和夫委員長 他の皆さんの御意見がありますか。公文書を求めるという意見に対して、挙手の上発言をお願いします。坂本委員、どうですか。

- 坂本義明委員 私は特に要らないと思う。
- 桂藤和夫委員長 國利委員はどうお考えでしょうか。
- 國利知史委員 出せるのでしたら、出してみてもらったほうがいいのかなと思います。
- 桂藤和夫委員長 副委員長、御意見ありますか。
- 坪田朋人副委員長 ちなみに、今どこかで自分で確認できるのですか。
- 桂藤和夫委員長 課長。
- 東健治総務課長 これは職員に通知したものですので、公にはなっていない状況です。
- 桂藤和夫委員長 坂本委員。
- 坂本義明委員 自分がそう思ったらそれでいいではないか。前にいかない。
- 桂藤和夫委員長 一応、意見を聞いた上で。谷口委員。
- 谷口隆明委員 先ほど議論があったように庁内に規定とかがないということで、これが唯一これについて書かれたものなので、参考に資料を求めることは別に問題ないのではないかと思います。
- 桂藤和夫委員長 ほかに意見ございませんか。副委員長。
- 坪田朋人副委員長 質問になるのですけれども、書面として配布されたものとしては、この元号が変わったときに職員に配布したもの以外にはないということですか。年号の表記について触れている文書は過去にあるのかなのか。庄原市としてどう扱っていくかみたいなことを書いてあるものが、これしかないのか。それともほかにも何か配ったことがあるかどうかを聞いてみたいのですけれども。
- 桂藤和夫委員長 課長。
- 東健治総務課長 先ほど申しました資料は、平成から令和に元号が変わったときに職員に対して通知を発出したものです。これに関しては、事務処理の誤りがないようにと発出したもので、年度途中で元号が変更となったことに伴うものです。そのほかには元号に関して、特に職員に対して通知したのはございません。御承知のとおり、公文書の年表記については国、地方公共団体に元号表記を義務づける法律はございません。そういった中で市の例規については、法律等の元号表記の取り扱いに準じて、基本的には元号を用いている状況がございます。ただし、冒頭申し上げましたとおり、これを全てにおいて強制するということは行っておりません。事務を執行していく上において取り扱いやすいよう、また市民の方にわかりやすいよう、元号にする場合、あるいは西暦で表記する場合、併記する場合という形で、よりわかりやすい形のものをお示するとともに、併記またはどちらか一方を記載した申請書等についても受け付けを行い、事務処理も行っている状況でございます。
- 桂藤和夫委員長 ほかにありませんか。福山委員。
- 福山権二委員 資料要求をしてもらえるのかどうか、はっきりそれを決めてほしいのですが。
- 桂藤和夫委員長 皆さんの御意見を承る中で、資料をいただいてもいいのではないかという意見も多いように思いますので、参考資料として提出をしていただけますでしょうか。
- 福山権二委員 資料を求めると言えば終わりではないですか。向こうに聞くことはない。この委員会が求めるという態度なら、出しますと言われているのだから。
- 桂藤和夫委員長 それでは提出をお願いいたします。ほかに質問1について質疑はありませんか。福山委員。
- 福山権二委員 元号の両論併記の扱いの中で一般的に質問したのは、両論併記でもいいという決定は、行政としてどちらでも受け付けるということなので、それはそれで市民に対する一つの規制だろうと

思うのです。どちらでもいい、すきに変えてくれということは、自由にしてくれということだから。決めないのか。普通は行政ならどちらでもいいという規定をつくって、それを市民に周知するというのが基本的な市の公的な業務の在り方だと思うのですよね。あえてそれを決めていないと言われたのだけれども、長期的な計画の場合は元号を使うこともあり得ると。長期的なという場合は1年か5年か10年か。そのあたりも、一定の文書を受け付ける、一定の市民に対する規制ということについては、私の見解では一定の規則を明文化しておくことが市の行政として必要だと思う。そこら辺について、例えば市長が変わったときに、いや必ず元号にしろと。要するに元号を使うか西暦を使うか、庄原市がさまざまな文書を受け付けるときに、変化をするという可能性を残して対応するということがいいのか。一般的に規制をしていない、どちらでもいいというのも一つの規制だと思うのです。書かないといけないことは書かないといけないわけですよね。書かないといけないのは、年号か西暦か。書かないといけないというのもある程度強制ですよね。そうしないと受け付けられないのだから。市役所に行くと、これはきちんと年を書いてくれと言っているのだから、一つの強制です。それを明文化しなくてもいいという根拠規定があるのですか。そういうことが行政としてあり得るとするのは、どういう規定で決まっているのですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○東健治総務課長 定めていないことを規定する規定…。行政において、いろいろな規定がございます。定めるものは定め、市民に周知し一定のルールとして、そのルールのもとに事務執行、あるいは市民の方へもいろいろなお願いをするとともに、市民の方も申請手続等をされます。そういった中で、定めないことの規定となると、どの範囲までそういった規定を設けるべきなのかといった議論にもつながってくるかと思います。おっしゃられるような定めないことを規定する規定は、今回のこの元号に限らずいろいろな事項において、規定をしていないから、その規定をしていないことを定める規定が全てあるのかとおっしゃられると、ないものも多くあるわけです。元号の取り扱いについても、事務処理上、内部の行政事務における公文書、あるいは市民の方から提出していただく資料は、どの年度に取り扱ったかを整理するために年、また月日という形で日付の整理をしております。申請書等については令和という記載はせず、年、月、日という形で御記入いただく様式等にしており、あとは市民の方が令和と書かれるのか、2020何年と記載されるのか、あるいは併記した形で記入されるのか、そこは市民の方に御一任しているというのが実態です。

○桂藤和夫委員長 質問2に一部入っていています。公文書の年表記の規則等への明文化についてという質問2がありますけれども、本件について他市の状況を調査したところ、条例化した団体は確認できていません。規則や規程、内部決裁で取り扱いを決定している地方自治体がありました。調査趣旨にあるとおり公文書の年表記について、元号西暦併記をする取り扱いを明文化したほうが市民にわかりやすいと考えますけれども、見解を伺います。先ほどの御質問の中で、2番に関連する質問もあったかもしれませんけれども。

○福山権二委員 福山委員。

○福山権二委員 質問2の中でも元号にするか、あるいは西暦にするか、どちらを書いてもいいという規定をつくっているところもあると書いてあるけれども、規定的につくっているところもある。あるいはその条例はないだろうけれども、規定をつくってはっきりさせているところがあると思っている。課長のところで両論併記とか、あるいはそういうことについて、自治体として規定している規則があ

るところはあるのですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○東健治総務課長 議会事務局から常任委員会資料2-1、2-2という形で私どもも資料をいただきました。第1法規の例規集から引用されておられる形で、根拠規定等を既定せず内部決裁的な形で事務処理を進めている自治体、あるいは、規則あるいは訓令等によって規定する中で事務取り扱いをしている例という部分で拝見しました。県内の自治体の団体名は見受けられなかった状況ですけれども、令和5年の一般質問のときに、私どもも県内の状況等調査確認等を行っております。その中で併記を行っている自治体も県内にはございました。ただ、規定ということですので、本当に事務処理をしていく上において混乱を招いているのかどうか、不適切な事務処理が見受けられるかどうかというところにおいて、現在そういった形で規定をし、明確化していく必要性は特に感じていないというのが実態としてございます。職員、あるいは市民の方から多様な意見といったところもない中で、併記も行う、あるいは元号、西暦のみといった扱いもある。よりわかりやすい形で、明確な形で取り扱いができるよう、どちらか一方、あるいは併記のみといった形の規制をするのではなく、柔軟な対応という形で事務取り扱いができていると認識いたしております。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 おっしゃることはよくわかるのです。本件に関してもそうですけれども、別に行政が困っているわけではないし、市民から困っているという情報もない。そういうことは一般的にはいくらかあるのでしょうかけれども、たまたま議会の議員が、これはどうかと指摘することで新たな視野が広がることもあるだろうから、大事な意見として。その点で言うと一つ疑問に思ったのは、これは市民に対する規制だけれども、規定として文章化していないことが特に問題ないからそうするのだという規定で、それをしないということになっているのか。普通、行政は相当、申請も含めてきちんとした対応でないと全く受け付けません。いいかげんなことでは要望書も受け付けません、いつ出したのかという日にちがないようなものは受け付けません。厳格に公文書として位置づけがあるわけですね。併記でいい、市民はどちらを選択してもいい、受け付けますということの規定を文章化しないということは、どちらでもいいという一つの規制だと私は思う。実際業務遂行中にあったほうがいいのではないかと指摘をしたら、いやそれはいいのだということになる根拠が納得できないのです。あえて決めなくてもいいではないか、どちらでもいいではないかということになっているからそうなのか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○東健治総務課長 今回の年表記に関しては、職員の視点、職員が業務をしていく上でのこういった文書における年表記と、市民の方が申請書等を提出される場合の日付の記入の視点と大きく二つあるかと思います。執行者が事務を進めていく上においては、国、県において基本的に元号を使用している状況があります。国、県が元号を用いていることから、庄原市でも元号表記を基本としつつ、西暦表記、あるいは併記であっても特に受け付けないとか、そういった文書は作成しないとかというふうには限定していません。国においても、現在、自治体のいわゆる情報化システムの統一化に向けて動いておりますけれども、その中では、元号を用いる中でシステムの統一化を図っているといった実態もございます。事務処理をしていく上で、国、県と同様な扱いとしつつも柔軟な対応ということで、西暦に関しても使用しているという状況です。行政事務を進めていく上で、現在の扱いで特に支障が生じているという状況にないことから、現在の取扱いを継続して行くほうがより事務処理も行いやすい

のではないかと考えております。

○桂藤和夫委員長 質問2に対する回答をまだ聞いていないので、お聞かせいただけますか。課長。

○東健治総務課長 質問2においては2段落目になります。元号西暦併記をする取り扱いを明文化ということで、併記に統一した扱いになりますと、市民の方も多様な御意見をお持ちの方がおられるかと思ひます。併記に全て御理解いただけるかどうか、あるいは元号を私は用いたい、西暦を用いたいとおっしゃられた場合に、併記でないと受け付けませんといった形の事務処理になるのはいかがなものかと考えております。また事務方の業務を進めていく上においても、先ほども申しましたが、長期にわたる計画策定、長期総合計画であるとか、情報化計画といったものに関しては併記、あるいは西暦表記のほうが5年後、10年後、あるいは20年、30年という長期の視点に立ったときには、よりわかりやすいといった利点もあります。そういった場合には、元号だけではなく西暦も併記をするという柔軟な対応を現在も行っております。そうしたことから、併記を明文化するのではなく、今の柔軟な対応が図れる形で今後も事務執行していきたいと執行者側は考えている状況です。

○桂藤和夫委員長 質疑はありませんか。福山委員。

○福山権二委員 今、課長がおっしゃったようなことを明文化することに支障がありますか。庄原市が文書を受け付ける上でさまざまなことに柔軟性を持って対処することと、どちらかに強制はしないこと。強制的なのは国が求める場合の記載について、どちらかを使うと。国とか県が決めるときには、それに従うのだと。しかしそうでない場合は、庄原市はどちらを書いてもいいのだということ、庄原市として文書規程的に規則的に明文化することで、何か支障があるのでしょうか。

○桂藤和夫委員長 部長。

○島田虎往総務部長 逆に言うと、今、福山議員さんが言われたところで教えてほしいのは、明文化しなければいけないという理由なり、その根拠的なところ。市民が多く望んでいるということであれば検討する必要があります。この間の宇江田議員の議会答弁のときに市長も申しましたが、現在はこういう形で定めることなく、国や県が取り扱っている元号表記を市も引き続き使用して、計画等については皆さんにもわかりやすくすることで併記で示していると。先ほど来、課長も申しましたが、国も年号法等でいくと、天皇がかわられたときに元号を変えるという規定はありますが、いろんな文書で年表記をする場合に、元号を使わなければいけないと定めたものは一切ありません。逆に言うと、西暦を使つてはいけないということも定められていない。これは国会でもその答弁をされています。その中で県はどうかというと、県も内部の事務取り扱い等では原則元号表記でいくとなっていますが、必要に応じて併記なり、西暦の使用も可という形になっています。なかなかそこについて市として、ということは…。課長が申しましたとおり、市民の皆さんからの要望もありませんし、強いて言うと、いろんな公文書のやりとりをする中で国、県等々踏まえてこれまでも支障がなかったと。それは決り事ではありませんけれども、慣例に基づいてやってきている状況というのはこれまでも説明したところですから、そこは御理解いただいていると思います。必ずこう書かなければならないというのは強制という言い方をされましたが、いろんな申請書類等々を含めて、また契約等であればいつ契約したのかを表記するための提出日等々の記載部分だと思いますので、強制ではなく様式的に定めてお願いしている部分だと思います。逆に言うと、最初に言いましたが、規定をすべきだということ、何を何に基づいて言われているのか、教えていただければと思います。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 県にさまざまな文書を送るときに、特別冊子がありますよね。取り扱い規定。そこには必ず、どう書くかが書いてある。元号を使うのか、西暦を使うのか、どちらでもいいのか。県の文書取り扱い規程は各課に配置してありますよね。これが一つの法制化されたものだろうと。県の指導がそうにあるということは、今の全体の回答の中では、本当はそんなもの必要ないのではないかなと思うのだけれども、その文書は絶対こうだと。違ったことを書くと県はもう門前払いというのが多いと聞いているのです。だから県に申請するときには、私が申請するときも、きちんとその様式を担当課で見せてもらって、そのとおりに書いて出さないと通らないということがあるのです。今、総務部長が、なぜそこまでこだわるのかと、そう求める根拠はあるのかと言われました。私は行政の担当職員の経験がないのではっきりわかりませんが、庄原市が市民に一定のことを求めるときには、必ず何かの条例なり規定があって仕事をされていると思うのです。この分野については条例とか規定は要らないですよという説明があるのなら、通常の一般の業務と違ってこれは条例規約が必要ない部分だということがあれば、例えばこれは執行権の範疇だからもういいのだと言われるのならそうだろうし、それは議会も市民の方もかかわるところではないと。もしくは、庄原市民の10分の1、20分の1が、署名でも持ってくれば、あるいは議会の委員会が決議すれば考えてもいいとなるのか、その取り扱いを教えてください。

○桂藤和夫委員長 部長。

○島田虎往総務部長 執行権の範疇かというところはまた話が少し変わると思いますけれども、先ほど来言いましたとおり、国なり県でも明確な規則や条例はありません。取り扱いの中で、必要に応じて市町が規程を定められているところもあります。あるのは何県かです。今回も全国的なところの資料をいただきました。ただ、大半の市町については、国を初め、地方公共団体等公的機関がこれまで慣例に倣いという言い方がどうかとは思いますが、年表記については元号を使ってやってきた。逆に言えば、それでは定めがない中なぜしていたのかというところに行ってしまうのだと思いますが、グローバル化が進み、改めて西暦表記等も入ってきている状況の中で、外国人の移住者等もいらっしゃいます。市へ出していただく書類等については元号を省いて、年月日だけでそれぞれ書きやすいように書いていただくと。ただ、国、県へ通知を出していくものについては、国、県が定めた様式になりますから、元号を必ずお願いしなければいけないものもあります。これまでも、元号が必要なものについては元号を、そうでないものについてはどちらでもいいですよということで対応してきました。そこを市長含めて、どちらにするか明文化して決めろというのも、今の時代どうかという部分はあります。何遍も言いますが、市民からそういうのをはっきり決めてくれ等の要望もこれまでありませんし、それぞれどちらでもいいということでお受けして取り組みをしてきました。必要に応じて、目的や内容によっては、それぞれお願いをすることがあると思いますけれども、そういうところで表記方法の判断をしてきているということです。執行権というより、それでは市が決めれば国や県もそちらに全部合わせて市がやっていくのかということ、そういうことにもなりませんから、これまでの慣行の中で使用してきたということと、時代の流れの中で併記、もしくは西暦にしようということもあわせてできるようにしているということで、私は問題ないのかなと個人的には思っています。

○桂藤和夫委員長 ほかに質疑はありませんか。ないようですので総務課のヒアリングはこの程度にとどめたいと思います。きょうはありがとうございました。課長。

○東健治総務課長 調査の趣旨を記載したものを頂戴しております。この中で1の(2)DXの取り組

みは民間を初め、国、地方公共団体でも積極的に進められている。国際的にも通用する西暦使用が望まれている。この望まれている声を確認されているものが何かあれば、今後調査研究していく上で参考にさせていただきたいと思っております。もしよろしければ、私どもにも御提示いただければ、今後参考にさせていただきます。

○桂藤和夫委員長 わかりました。ほかにならないようでしたらこの程度でヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

2 所管事務調査報告書案の送付について

○桂藤和夫委員長 それでは協議事項の2点目、所管事務調査報告書案の送付について。正副委員長でまとめた案を、皆様の御手元に紙ベースで、それからmoreNOTEにも掲載しております。これは来週11月25日に議員全員協議会があり、そのあとに総務常任委員会を予定していますので、そのときには最終案としてまとめたいと考えております。それでよろしいでしょうか。指定管理者制度の総括と財政運営についてということで、二つの報告書の案を載せておりますので、これを25日の総務常任委員会で最終案としてまとめて、12月定例会で報告しようと思っております。よろしくお願い申し上げます。福山委員。

○福山権二委員 これは全議員に配るのか。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 配るというのは、moreNOTEに載せるか、書面として配るか、どういうイメージですか。

○福山権二委員 全員にこれが行き渡るのかどうか。これはmoreNOTEに載るのか。

○桂藤和夫委員長 基本的には紙ベースではなくてmoreNOTEになります。

○福山権二委員 これは紙ベースでみんなに配ったほうがいいのではないかと。どうですか。何でこれだけ紙ベースだと思うのだけれども、モアノートもいいのですが、これは勉強資料としても非常にいいと思うので、みんなが持ったほうがいいかなと思って。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 事務局に質問なのですが、これは例えばmoreNOTEで出した後に、議員が要望すれば書面として出していただけるのですか。全部要るとかではなくて、本会議終了後にこれを出してくれないかという要望が個人であった場合は対応できるかどうか教えてください。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 対応できます。

○桂藤和夫委員長 基本moreNOTEです。委員の皆さんには紙ベースも必要かなと思ってきょうは用意しております。御一読いただいて、25日の総務常任委員会では最終案としてまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その他のところで何かありますか。

○福山権二委員 きょう資料提供を求めたではないですか。あれは簡単なことだけれども、すぐにでも手に入るのか。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 文書で委員長から出して、議長から市長へとなりますので一週間程度はかか

ると思います。

○桂藤和夫委員長 ほかにありますか。國利委員。

○國利知史委員 これmoreNOTEに入っているものを各自確認してきて、次の25日に、どこがどうかというのをすり合わせて、正式なものとしてつくるといことですか。細かいことなのですけれども、である調とですます調が混じっているのですよ。ぱっと見た感じ、そこが取りあえずすぐ気づくところかなと思いました。それ以外のところはまた。財政運営の提言のところだったと思うのですけれども、1番最後14ページ終わりに直面していますと見込みであるが違うのと、下から2行目も、要請しましたになっているので、どちらかに合わせたほうがいいのかなとは思っています。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 14ページの財政調整基金で県内市町平均では30.7%というのがあるのですが、町は神石高原町が50何億円とか、安芸太田町かどこかは100億円とか、すごく基金があるのですよ。それも含めたら確かに30.7%なのですけれども、県内で広島市を除いた13市でしたら20%なのですよ。だから、市町平均で30.7%なので庄原市の26.1%は多くないというのは、私は問題ではないかなと。市段階で比較しないと、町は確かにすごく基金があるのです。神石高原町でも1人当たり100万円以上あるのですよ。そういういろんな事情があるので、市段階で比較したほうが私はいいのではないかと。財政課が市町平均でしているので間違いではないのですけれども、どうかなという気はします。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局 谷口議員からそういう質問も受けましたので、財政課長に確認をしました。財政課の数字自体は合っていることを確認しているところです。財政課の答弁のところですので、そこは言われたとおり答弁として記載する必要があると思ひまして、そうしてあります。また谷口議員は、財政調整基金と標準財政規模を除いて数値をそのまま出されているのですけれども、それをするとう偏りが少し出てくるということで、若干の調整を財政課でかけているという事実も確認しました。報告をさせていただきます。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 市町平均とすれば大体こうなるのです。私が思ったのは、財政課は確かにこう言っているからこれは正しいのですけれども、本来であれば13市平均でやったほうがいいのではないかなという意見なのです。確かに今おっしゃるように、これは答弁なので変えることはできませんが、もし議会として見解を述べるのであれば、広島市を除く13市平均では20.7%になると思うので、それを私は思っただけです。これそのものは確かに間違いはない。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 先ほどの谷口委員の案でいくと、変えるとしたら(5)のしかし以降の部分で、補足として入れると多分つじつまが合うというか。答弁の部分はいじれないので、その後、委員会として提言する場合は、しかし、この2022年の前に、市でいくと20%で、それに比べると本市は多いというところを付け足すと、もっと活用してほしいというところをしっかり結びつくと思います。そういう感じでどうですか。

○桂藤和夫委員長 そういう形でよろしいですか。福山委員。

○福山権二委員 これとは別に委員長報告の中で、それをつけ加えて報告することか。

○桂藤和夫委員長 数字は直しませんが、下段のしかしのところへ一筆つけ加えて、14市の中で2番目

に高い水準であるという言い方をすると。

○福山権二委員　　谷口委員の思いと違うかもしれないけれども、財政調整基金が一定程度あるのだから有効に使えという議論が本旨なのです。だから、あちらこちら調べてみて、うちはすごく多いことはないのだという根拠が行政的には非常に曖昧だと思うのですよね。よそが使っていないのは勝手なのだけれども、よその平均と併せてうちも使えるわけではない。比較してみて、うちは常識的な運用をしているのだと財政課は言いたいのだろうけれども、議会とすれば、これだけあるのだから、できるだけ有効に使えという提案をしたいのが趣旨なので、そのことに合意ができれば、そこを追加して書いたほうがいいと思いますよ。町村が、神石高原町の例が出ましたけれども、たくさん余っていると。中央からどう補助金をとったのかはわからないけれども、そこは行政の一つのテクニックでそうなっている場合もあるし、比較して、今うちに財政調整基金がこれだけあるのは常識的なのだというのは、あまり合意しないほうがいいのではないかと思いますよね。この間の市民と語る会に行っても、公園をつくるのに庄原だけではなく、うちらもつくってくれというのが意見で出ているのです。使い道はたくさんあるので、そこは指摘しておいたほうがいいのではないかと思います。

○桂藤和夫委員長　　ほかにありませんか。気づき等があればまた事務局へでもボールを投げてください。修正はできますので、25日までにはきちんとしたものにしたいと思っています。よろしくお願いします。

3 その他

○桂藤和夫委員長　　その他で何かありますか。ないようでしたら、25日の議員全員協議会終了後に総務常任委員会を予定しております。この日は所管事務調査の最終確認と先日11月12日に実施しました主権者教育のまとめをしたいと思っていますので、よろしくお願いします。次回は25日の一応午後1時ですけれども、議員全員協議会が早く終われば午前中に始めるかもしれません。またアナウンスしますので、議員全員協議会の流れ次第で、早く終われば早く始めたいと思っています。基本的に午後1時で考えていますので、よろしくお願いいたします。大体項目は出ているので、それを分割して仕分したものを来週の月曜日にお渡しして、まとめをしたいと思っています。それでは以上で本日の総務常任委員会を散会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時23分　　散　　会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委 員 長